

## 嘉手納飛行場パパーループ地区への防錆整備格納庫移設に関する意見書

令和4年5月25日、在沖米空軍第18航空団司令官から嘉手納町長等に対し、防錆整備格納庫をパパーループ内の住宅地側の区画に規模を拡大し整備する予定であるとの説明があった。

この説明を受け嘉手納町議会は、当該計画は周辺環境に多大な影響を与えることが予想されることから、7月19日の臨時会で移設計画の即時撤回を求める意見書・決議を全会一致で可決し、日米両政府及び関係機関に抗議してきたところである。

このような中、本年8月には、パパーループ一角で米軍が文化財調査を実施していることが明らかとなった。米軍は嘉手納町に対し、特定の施設の建設開始を示すものではないとしていたが、地元紙の取材では、米国防総省がパパーループ一角にある緑地帯で進められている文化財調査は防錆整備格納庫建設を前提とした準備作業であることを認めたとの報道があった。

嘉手納町においては、日頃から繰り返される戦闘機等の離発着及び飛行訓練に伴う騒音被害に加え、居住地に近接するパパーループ地区付近からエンジン調整音等の地上騒音が昼夜を問わず鳴り響き、排気ガスの悪臭により平穏な日常が大きく影響を受けている。

米軍基地から派生する諸課題が山積する中、パパーループ地区に新たに大規模な施設が整備されることは、嘉手納町民はもとより、沖縄県民へもたらされる基地被害の増大が容易に予想されるものであり、同地区内の恒常的使用につながりかねない。

については、いかなる理由があるにせよ、本県議会は県民の生命・財産及び生活環境を守る立場から、パパーループ地区への防錆整備格納庫移設計画の見直しを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月18日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣  
内閣府特命担当大臣  
(沖縄及び北方対策)

} 宛て